④　地方道路等整備事業

地方道路等整備事業については、地方単独事業として行う道路、農道及び林道の整備事業を対象とするものとする。

⑤　旧合併特例事業

旧合併特例事業については、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）の下で合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業並びに市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く15か年度（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２条第２項に規定する特定被災地方公共団体（以下「特定被災地方公共団体」という。）である合併市町村又は同条第３項に規定する特定被災区域（以下「特定被災区域」という。）をその区域とする合併市町村においては20か年度）の間（以下「発行可能期間」という。）に市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第10号）による改正前の市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）の下で都道府県の構想に位置付けられた市町村が行う合併市町村基本計画に基づく事業（発行可能期間に実施設計に着手した事業を含む。）又は平成22年３月31日までに合併した市町村において発行可能期間に都道府県等が行う交通基盤の整備事業を対象とするものとする。

⑥　緊急防災・減災事業

緊急防災・減災事業については、防災基盤の整備事業及び公共施設又は公用施設の耐震化事業で、東日本大震災等を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等（地財法第33条の５の14に規定する計画に基づいて行われる情報システム又は情報通信機器等の整備を含み、機能強化を伴わない既存の施設・設備の更新を除く。）を対象とするものとする。

⑦　公共施設等適正管理推進事業

公共施設等適正管理推進事業については、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等における次に掲げる地方単独事業等を対象とするものとする。

ア　集約化・複合化事業

イ　長寿命化事業

ウ　転用事業

エ　立地適正化事業

オ　ユニバーサルデザイン化事業

カ　除却事業

なお、令和２年度地方債同意等基準（令和２年総務省告示第127号）第二の二の１の㈠の⑹の⑦のカに定める「市町村役場機能緊急保全事業」については、令和２年度までに実施設計に着手した事業を引き続き対象とするものとする。

⑧　緊急自然災害防止対策事業

緊急自然災害防止対策事業については、緊急自然災害防止対策事業計画において緊急に行うべき事業として位置付けられた災害発生予防及び災害拡大防止に係る地方単独事業を対象とするものとする。

⑨　緊急浚渫推進事業

緊急浚渫推進事業については、地財法第33条の５の11の規定に基づき、同条に規定する計画において緊急に行うべき事業として位置付けられたしゆんせつ及び樹木の伐採に係る地方単独事業を対象とするものとする。

⑩　脱炭素化推進事業

脱炭素化推進事業については、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第１項に規定する地方公共団体実行計画（同条第２項に掲げる事項について定める計画）に基づいて行われる再生可能エネルギー設備等の整備、公共施設又は公用施設のＺＥＢ基準への適合、省エネルギー改修及びＬＥＤ照明の導入並びに電動車の導入に係る地方単独事業を対象とするものとする。

⑪　こども・子育て支援事業

こども・子育て支援事業については、こども・子育てを支援するための施設の整備事業であって、こども基本法（令和４年法律第77号）第10条第１項又は第２項に規定する都道府県こども計画又は市町村こども計画に基づいて行われる地方単独事業（機能強化を伴わない既存の施設・設備の更新を除く。）を対象とするものとする。

⑫　デジタル活用推進事業

デジタル活用推進事業については、地財法第33条の５の14に規定する計画に基づいて行われる情報システム又は情報通信機器等の整備に係る地方単独事業等を対象とするものとする。

⑬　高等学校教育改革等推進事業

高等学校教育改革等推進事業については、都道府県が策定する高等学校教育改革実行計画に基づいて行われる公立の高等学校等の施設設備の整備に係る地方単独事業を対象とするものとする。

⑺　辺地及び過疎対策事業

①　辺地対策事業

辺地対策事業については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第３条第１項の規定による総合整備計画（同計画策定時から10年以内又は最初の計画変更時から５年以内のいずれか長い期間に実施する事業に限る。）に基づいて行う同法第２条第２項に規定する公共的施設の整備事業を対象とするものとする。

②　過疎対策事業

過疎対策事業については、過疎地域の市町村が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号。以下「過疎法」という。）第８条第１項の規定による過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う次の事業を対象とするものとする。

ア　過疎法第14条第１項に規定する出資及び施設の整備事業

イ　過疎法第14条第２項に規定する過疎地域持続的発展特別事業（将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業。市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費、法令に基づき負担が義務付けられている経費、地方債の元利償還金に要する経費及び地域の持続的発展に資することなく効果が一過性である事業に要する経費については対象外としている。）

⑻　公共用地先行取得等事業

公共用地先行取得等事業については、公共事業等を効率的に執行し、又は国土の利用を総合的かつ計画的に推進するために行う用地の取得を対象とするものとする。

⑼　行政改革推進

行政改革推進については、自主的に行政改革を推進し財政の健全化に取り組む地方公共団体が行う公共施設又は公用施設の整備事業等について、当該事業に係る通常の地方債に加え、行政改革の取組による将来の財政負担の軽減により元利償還を行うことができると見込まれる額の範囲内で地方債を充当することが可能な額を対象とするものとする。